

市バス・地下鉄  
安全報告書



平成29年7月  
名古屋市交通局

## 目次

|     |                              |    |
|-----|------------------------------|----|
| 1   | 安全報告書の公表にあたって.....           | 1  |
| 2   | 輸送の安全の確保に関する基本的な方針等.....     | 2  |
| 2-1 | 安全方針.....                    | 2  |
| 2-2 | 輸送の安全に関する目標.....             | 2  |
| 2-3 | 安全重点施策.....                  | 2  |
| 3   | 安全管理の体制と方法.....              | 3  |
| 3-1 | 安全管理の体制.....                 | 3  |
| 3-2 | 安全管理の方法.....                 | 4  |
| 4   | 市バス事業.....                   | 6  |
| 4-1 | 輸送の安全に関する目標.....             | 6  |
| 4-2 | 安全性向上のための取組み.....            | 7  |
| 4-3 | 自動車事故報告規則第2条に規定する事故の件数.....  | 15 |
| 4-4 | 法令違反等及び運行ミスの防止.....          | 15 |
| 5   | 地下鉄事業.....                   | 16 |
| 5-1 | 輸送の安全に関する目標.....             | 16 |
| 5-2 | 安全性向上のための取組み.....            | 18 |
| 5-3 | 鉄道事故等報告規則に規定する事故等の件数.....    | 23 |
| 6   | 輸送の安全に関する内部監査.....           | 24 |
| 7   | お客さま・地域の皆さまとの連携.....         | 25 |
| 7-1 | お客さまの声.....                  | 25 |
| 7-2 | 地域の皆さまとの連携.....              | 25 |
| 7-3 | 交通局からご利用の皆さまへのお願い.....       | 27 |
|     | 〈参考資料〉.....                  | 28 |
|     | 資料1-1 平成28年度の安全重点施策及び計画..... | 29 |
|     | 資料1-2 平成29年度の安全重点施策.....     | 32 |
|     | 資料2 平成28年度 研修実績.....         | 35 |

## 1 安全報告書の公表にあたって

日ごろから、市バス・地下鉄をご利用いただきまして誠にありがとうございます。

この安全報告書は、道路運送法第29条の3及び旅客自動車運送事業運輸規則第47条の7、鉄道事業法第19条の4及び同法施行規則第36条の9に基づき、名古屋市交通局の市バス・地下鉄事業において、輸送の安全確保のために平成28年度に講じた措置及び平成29年度に講じようとする措置についてまとめたものです。

現在、市バスは765km、地下鉄は6路線93kmの路線網を有し、市バスと地下鉄が一体的なネットワークを形成しており、市民・利用者の皆さまにとって身近で利用しやすい交通手段として、両事業あわせて1日約163万人のお客さまにご利用いただくなど、名古屋市における重要な交通手段としての役割を果たしております。

今後ともこの役割を果たしていくために、交通局は、交通事業者としての最大の使命である安全・安心な輸送サービスの提供に、全職員が一丸となって取り組んでおり、「名古屋市営交通事業経営計画(2015-2018)」において、計画の理念として「SAFETY & CHALLENGE」を掲げております。

そのために、職員一人ひとりが、安全意識・コンプライアンス意識をいっそう高く持ち、市民・利用者の皆さまから信頼をいただけるよう、引き続き、法令・規則等のルール、手順の厳守の徹底やコミュニケーションの活性化などに取り組んでまいります。

また、市バス・地下鉄のいっそうの安全をめざして、平成29年度には、バス運行支援システムのさらなる改善、名城線・名港線の可動式ホーム柵の整備に向けた車両改造、地下鉄構造物の耐震補強などの諸施策に積極的に取り組むとともに、発生させてしまった事故・故障等に対しては、しっかりと分析を行い、原因を究明した上で、有効な対策を検討し、再発防止に努めてまいります。

地下鉄事業は、平成29年11月に60周年の節目を迎えます。また、市バス事業も87年の歴史を有しております。これもひとえに市民・利用者の皆さまのおかげと心より感謝申し上げます。今後とも、市バス・地下鉄をご利用いただきますようお願いいたします。

この安全報告書をご一読いただき、報告書の内容や安全確保に向けた取組みについて、市民・利用者の皆さまのご意見をお寄せいただければ幸いです。

名古屋市交通局長

光田 清美

## 2 輸送の安全の確保に関する基本的な方針等

### 2-1 安全方針

交通局では次のように安全方針を制定し、全職員が常に安全最優先の意識を徹底するよう促し、安全確保の取組みを推進しています。

#### 名古屋市交通局安全方針

私たちは、お客様への安全な輸送の提供が最大の使命であることを深く認識し、職員一丸となって、どなたにも安心してご利用いただける“安全・安心な市バス・地下鉄”をめざします。

- 1 安全最優先を徹底します
- 2 法令・規則等のルール、手順を確実に守ります
- 3 安全を守るための取組みを絶えず見直し改善します

### 2-2 輸送の安全に関する目標

市バス事業、地下鉄事業それぞれで輸送の安全に関する目標を定め、輸送の安全性向上に取り組んでいます。詳しくは「4 市バス事業」「5 地下鉄事業」をご覧ください。

### 2-3 安全重点施策

平成28年度は、次の安全重点施策に基づき、輸送の安全性向上に取り組みました。

- 1 安全最優先意識の徹底及び関係法令・規則等の遵守
- 2 安全対策設備等の積極的かつ効率的な整備
- 3 安全に関する取組みの継続的改善策
- 4 安全に関する情報の的確・迅速な伝達及び共有
- 5 安全に関する効果的な教育・訓練の実施

平成29年度は、次の安全重点施策に基づき、輸送の安全性向上に取り組んでいます。

- 1 安全最優先の意識を徹底し、法令・規則等を守ります
- 2 安全輸送に必要な設備等の整備を進めます
- 3 取組み状況を点検し、改善策を考え実行します
- 4 円滑な情報共有を進め、風通しの良い職場風土を作ります
- 5 安全意識を高め、安全に関する知識・技能を向上させるための教育・訓練等を進めます

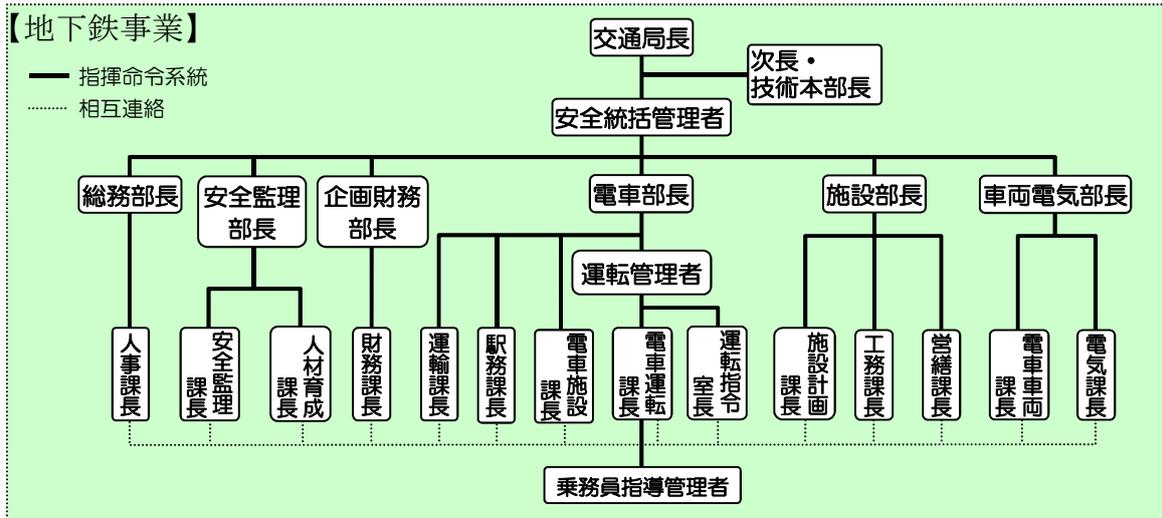
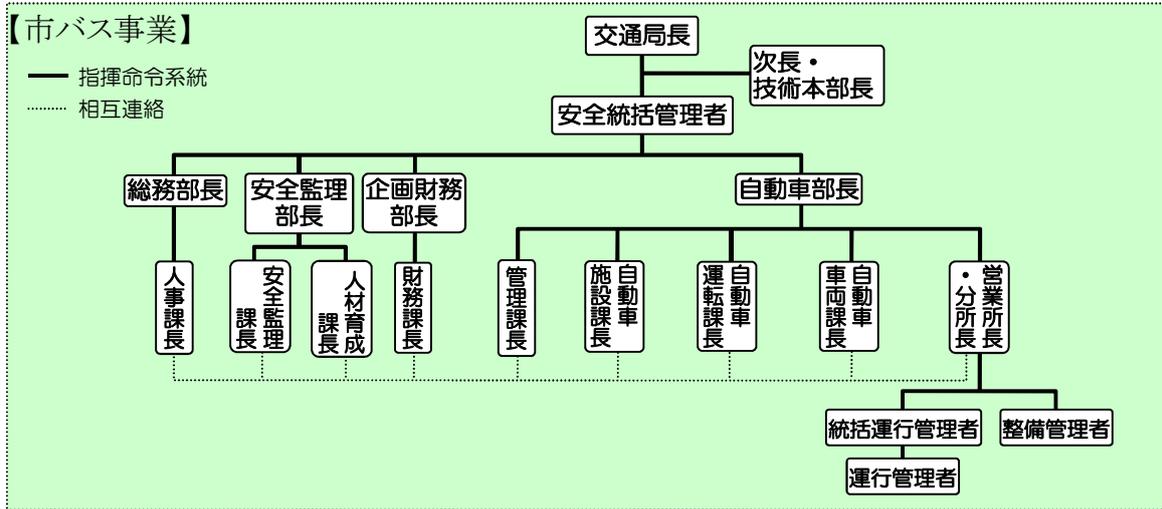
詳細については、巻末の参考資料1-1 (P29～31)、1-2 (P32～34)をご覧ください。

3 安全管理の体制と方法

3-1 安全管理の体制

「自動車安全管理規程」及び「高速電車安全管理規程」を制定し、各管理者等の役割を明確にして、次の組織体制のもと安全性向上に取り組んでいます。

(平成29年4月1日現在)



【管理者等の役割】

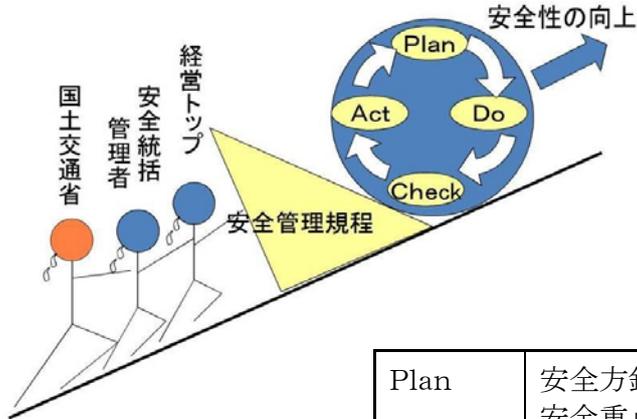
(平成29年4月1日現在)

|   |  |
|---|--|
| 【交通局長 (光田 清美)】<br>市バス・地下鉄事業の輸送の安全の確保に関する最終的な責任を負う               |  |
| 【次長 (舟橋 洋一)・技術本部長 (浅井 慶一郎)】<br>市バス・地下鉄事業の輸送の安全の確保に関して、交通局長を補佐する |  |
| 市バス事業   | 【安全統括管理者 (次長 舟橋 洋一)】<br>市バス事業の輸送の安全の確保に関する業務を統括する                |
|   | 【統括運行管理者】<br>営業所長及び分所長の指揮のもと、運行管理に関する事項を統括する                     |
|   | 【運行管理者】<br>営業所長、分所長及び統括運行管理者の指揮のもと、運行管理に関する事項を処理する               |
|   | 【整備管理者】<br>営業所長及び分所長の指揮のもと、車両の保守及び整備に関する事項を処理する                  |
| 地下鉄事業   | 【安全統括管理者 (技術本部長 浅井 慶一郎)】<br>地下鉄事業の輸送の安全の確保に関する業務を統括する            |
|   | 【乗務員指導管理者 (運転区長)】<br>運転管理者の指揮のもと、運転士及び車掌の適性、知識及び技能の保持に関する業務を管理する |

3 安全管理の体制と方法

3-2 安全管理の方法

安全性向上のための各種取組みは、PDCAサイクルを活用して進めています。



|       |                             |
|-------|-----------------------------|
| Plan  | 安全方針、輸送の安全に関する目標、安全重点施策等の策定 |
| Do    | 策定した安全重点施策等の実施              |
| Check | 目標の達成状況、安全重点施策の進捗状況などの点検    |
| Act   | 点検結果に基づく見直し・改善              |

(1) 安全管理に関する会議

安全に関する取組みの継続的な改善のため次のような会議を開催しています。

ア 事故総合対策検討委員会

交通局長を会長とし、事故等の防止対策や安全確保の取組みの推進について審議しています。

イ 事故等調査検討部会(市バス、地下鉄)

それぞれの安全統括管理者を部会長とし、市バス、地下鉄の事故等の原因の究明や対策について審議をしています。



(2) 幹部職員と現場職員とのコミュニケーション

年間を通し、交通局長、安全統括管理者等が各現場を巡視し、現場職員と意見交換を行うなど、コミュニケーションの活性化を図っています。



3 安全管理の体制と方法

(3) 運輸安全マネジメント管理者研修

管理職員の安全意識の向上や力量アップを図って、外部講師による安全講演会を実施しています。



(4) ヒヤリ・ハット情報の収集と活用

重大事故の未然防止のため、ヒヤリ・ハット情報を積極的に収集し、活用しています。



ヒヤリ・ハット会議での分析



分析実技研修



ヒヤリ・ハットマップでの情報共有

また、平成28年度から「ヒヤリ・ハット対策費」として2000万円を予算計上し、寄せられたヒヤリ・ハット情報のうち、速やかに対応する必要があるものについて、事故の未然防止策を講じています。

ヒヤリ・ハット対策費の活用事例



(対策前)

簡易的なボールとチェーン



(対策後)

金属製の区分柵

(5) 事故・災害発生時の職員による応援

職員が市バス・地下鉄の事故・災害に遭遇し、お客さまの救護等に従事する際に、自ら交通局の職員であることを明示する「事故・災害時応援用ステッカー」を作成し、全職員に配付しています。

4 市バス事業

4-1 輸送の安全に関する目標

(1) 平成28年度の目標と実績

平成28年度に定めた輸送の安全に関する目標と実績は次のとおりです。

| 輸送の安全に関する目標                |                                       |             |
|----------------------------|---------------------------------------|-------------|
| 有責事故件数及び車両故障件数について、削減に取り組む |                                       |             |
| 区分                         | 目 標                                   | 実 績         |
| 有責事故                       | 交通事故<br>474件以下<br>(平成27年度527件の10%以上減) | 528件 【203件】 |
|                            | 構内事故<br>83件以下<br>(平成27年度93件の10%以上減)   | 84件 【6件】    |
| 車両故障                       | 61件以下<br>(過去3年間故障件数平均値(68件)の10%以上減)   | 71件         |

※実績欄の【 】内は、自動車保険を適用した事故の件数(内数)を示します。

有責事故のうち、交通事故は目標件数より54件、構内事故は目標件数より1件、車両故障は目標件数より10件多く、いずれも目標を達成することができませんでした。

(2) 平成29年度の目標

平成28年度の状況を踏まえ、平成29年度の輸送の安全に関する目標を次のとおり決めました。

交通事故・構内事故については、運転士が注意すれば防げる三事故(追突・発進反動・扉挟撃)及び車内事故の削減を重点的な取組みとし、車両故障については、引き続き、故障の発生状況や傾向の分析、原因の把握を進め、よりの確な再発防止・予防措置を行うことにより、それぞれの件数の削減に努めていきます。

| 輸送の安全に関する目標                |                                       |  |
|----------------------------|---------------------------------------|--|
| 有責事故件数及び車両故障件数について、削減に取り組む |                                       |  |
| 区分                         | 目 標                                   |  |
| 有責事故                       | 交通事故<br>475件以下<br>(平成28年度528件の10%以上減) |  |
|                            | 構内事故<br>75件以下<br>(平成28年度 84件の10%以上減)  |  |
| 車両故障                       | 58件以下<br>(過去3年間故障件数平均値(65件)の10%以上減)   |  |

4 市バス事業

4-2 安全性向上のための取組み

交通局では、輸送の安全性の向上を目指し、ルール・手順厳守のための取組みはもとより、研修や訓練による職員の能力向上、安全のための施設の整備などに積極的に取り組んでいます。

(1) ルール・手順厳守のために

日々の業務の中で、点呼でのアルコールチェックや車両の点検を行い、法令遵守の徹底と安全運行の確保に努めています。

また、役職者による現場巡視、車両への添乗などを通じ、基本動作の徹底を図っています。



アルコールチェック



乗車前の車両点検

(2) 教育・訓練

平成28年度の以下の取組みを踏まえ、平成29年度も教育・訓練に取り組んでいきます。

ア 研修

年間を通じ、助役、運転士、技術員等に対し、様々な研修を実施しています。講義だけでなく、実践的な研修等にも積極的に取り組んでいます。

研修の実績については、巻末の参考資料2をご覧ください。



外部教育機関の実車コースでの安全運転研修



OB 職員による技術職場への巡回教育

① グループワーク研修

職員同士が安全運行に向けた課題や対策を話し合うことを通じて、安全意識の向上を図るためのグループワーク研修を実施しています。



4 市バス事業

② 知覚確認反応時間の体験研修

平成28年度は新たな取組みとして、構えブレーキの重要性を知るため、信号点灯確認後、ブレーキ操作を行うまでにどの程度の距離を進行するのかを確認する、知覚確認反応時間の体験研修を実施しました。営業所で運転指導にあたる職員(職制、助役、兼任指導運転士)を対象とし、約150名が受講しました。



イ 訓練

① 水防訓練・防災訓練

災害に備えるため、毎年5～6月に水防訓練を、8～9月に「なごや市民総ぐるみ防災訓練」の一環として、地震発生時などの防災訓練を実施しています。



地震発生時の対応訓練

② 年末年始安全総点検時(12～1月)の訓練

年末年始安全総点検時に各種の訓練を行い、非常時においても冷静に手順どおり対応できるよう態勢を整えています。



乗客の避難誘導訓練



タイヤ交換訓練

③ 体験型訓練

運輸業務に直接携わらない職員についても、市バスに乗っている際に、事故や火災など非常事態に遭遇した場合に的確な行動がとれるよう、乗降扉や非常扉を実際に操作する訓練を実施しています。



乗降扉の手動操作



非常扉操作

4 市バス事業

ウ 研修用教材の活用

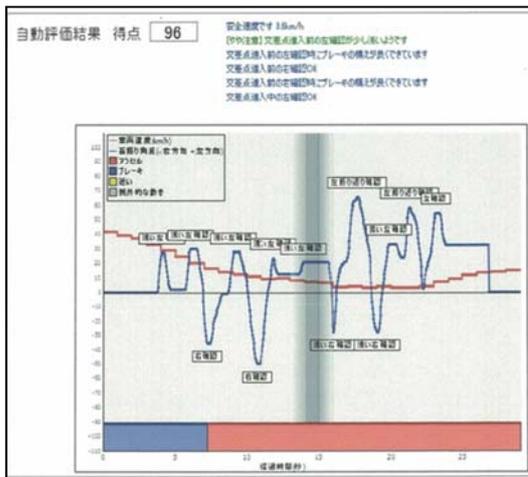
研修用のバス車両に設置したシステム・機器や、研修所の安全学習室を活用し、運転士の運転技能や安全意識等の向上に役立っています。

① 運転技能自動評価システム

右左折時に徐行しているか、左右をしっかりと確認しているかなどの、運転士の運転行動を自動的に評価し、運転特性を把握して教育に活用しています。



運転技能を自動評価してグラフ化します



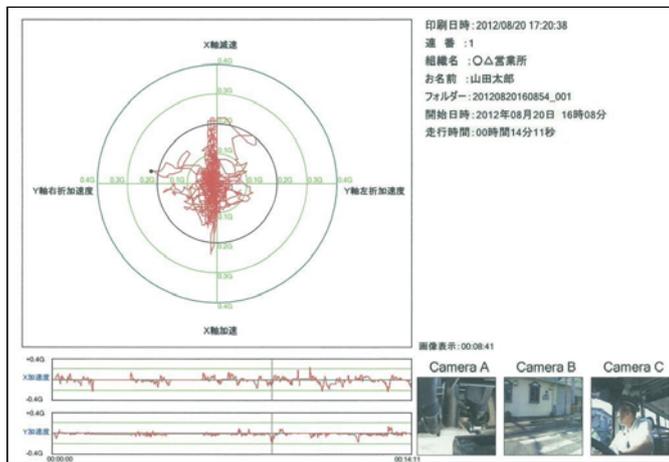
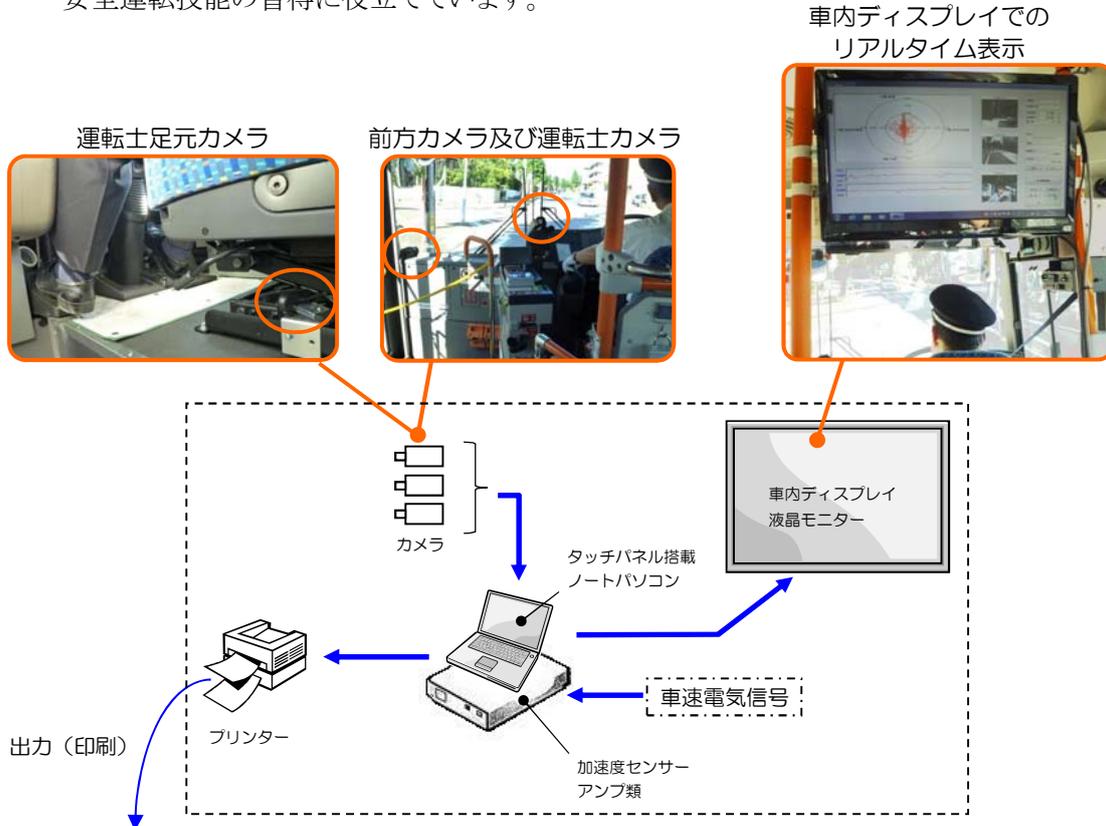
各種指標を評価して運転技能を診断します



4 市バス事業

② バス加速度モニターシステム

研修用のバス車両に設置した加速度センサーにより、運転操作時の急加速、急減速、急ハンドルなどの車両の動揺を計測・記録します。その結果をもとに教育することで運転士の安全運転技能の習得に役立っています。



計測データ

加速度センサーで計測した車両の動揺（加速度）をチャートで出力します。（車内ディスプレイでリアルタイム表示またはプリンターで印刷）

③ 安全学習室

過去の事故、災害、不祥事等について解説したパネルを掲示することで、一つひとつの事例から、定められているルール・手順の重要性を再認識し、高い安全意識・コンプライアンス意識を身につけるなど、様々な職員教育に活用しています。



4 市バス事業

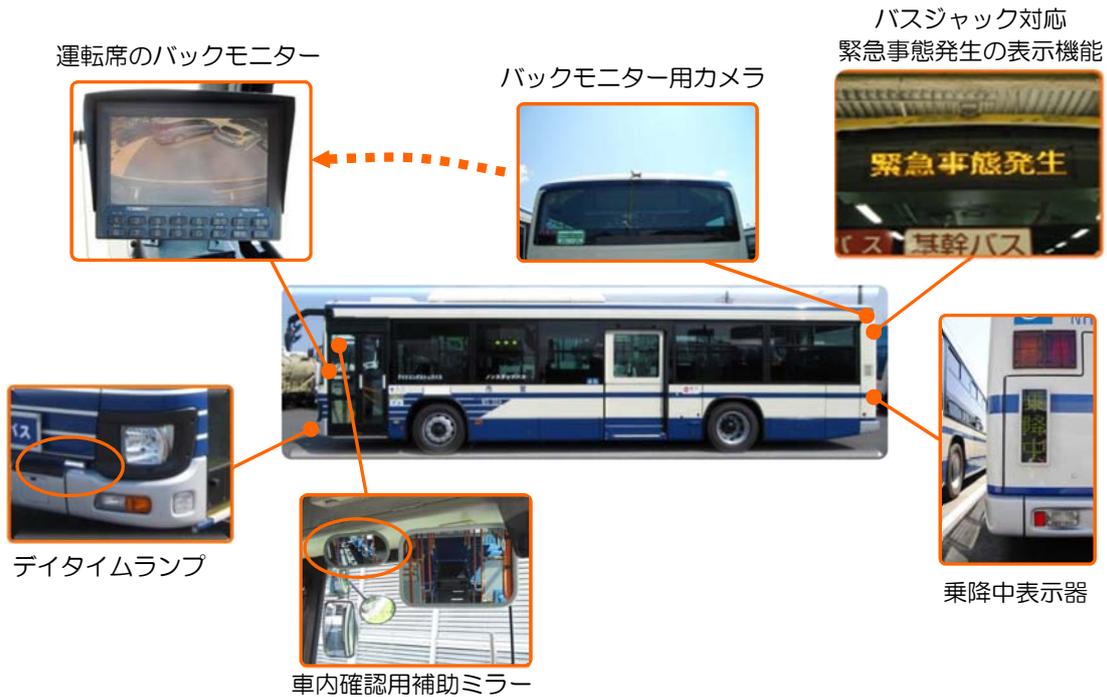
(3) 安全のための設備

平成28年度は、安全対策に約8億4千万円を投資しました。

ア バス車両

バス車両更新の際には、各種の安全設備を装備したノンステップバスに更新し、平成28年度に、ノンステップ化率100%になりました。

平成29年度は、ノンステップバスを45両購入する計画です。



イ 安全確認放送装置

自転車利用者や歩行者との事故を防止するため、2営業所の全車両に安全確認放送装置を設置しています。

運転席横の起動スイッチを押すと、やさしい音色でバスの接近を周囲の歩行者等に知らせることができます。

平成29年度には、さらに1営業所の全車両に設置する計画です。



ウ LEDヘッドランプ

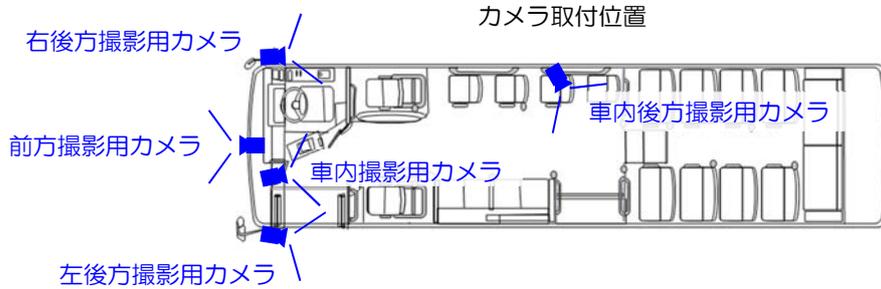
夜間走行時の視認性向上のため、従来のヘッドランプに比べ、より明るいLEDヘッドランプの導入を拡大し、平成29年度に、設置可能な車両に設置する計画です。



4 市バス事業

エ デジタルタコグラフ付ドライブレコーダー

運行中の加速度・減速度などのデータと、運行中の車内外の様子を記録するデジタルタコグラフ付ドライブレコーダーを全車に装備しています。



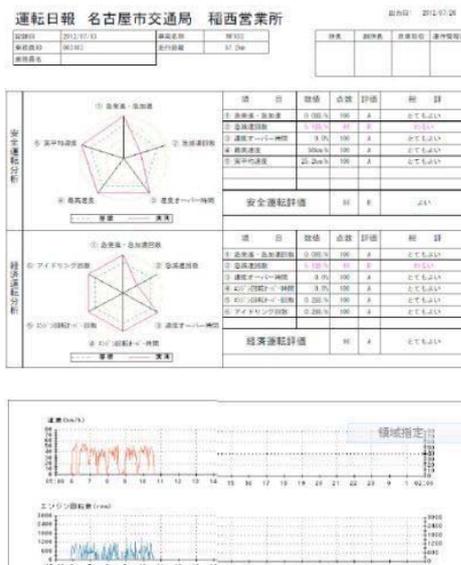
ドライブレコーダー映像の解析



事故やヒヤリ・ハット事例などの発生時の映像を収集し、運転士の指導等に活用しています。

※ドライブレコーダーで収集した映像は、名古屋市情報あんしん条例に基づき、適正に管理、運用しています。

デジタルタコグラフのデータによる運転日報



運転日報により、運転士は自らの運転操作を客観的に振り返り、一層の安全運転とエコドライブに努めています。

4 市バス事業

オ 運行支援システム

安全かつ適正に運行するため、画像や音声により運転士をサポートする「運行支援システム」を全車両に導入しています。

このシステムの主な機能は次のとおりです。



(ア) ダイヤ一括登録機能

指定されたダイヤ呼出番号を運行前に入力することにより、スタッフダイヤ板に表示されている複数の運行路線を一括して登録することが可能で、行先表示などを個々に設定する際に生じやすい入力作業の誤りを防止します。



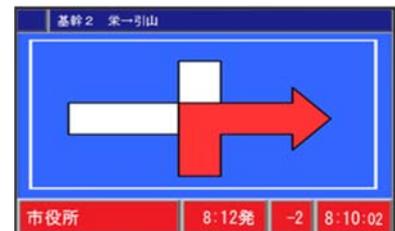
(イ) 遅早発防止機能

始発停留所の発車1分前に音声で注意喚起することにより遅発を防止します。このほか、まだ発車時刻になっていない停留所を赤色で表示し、この状態で乗降扉を閉めるとブザーで注意を促して、早発を防止します。



(ウ) 進路指示機能

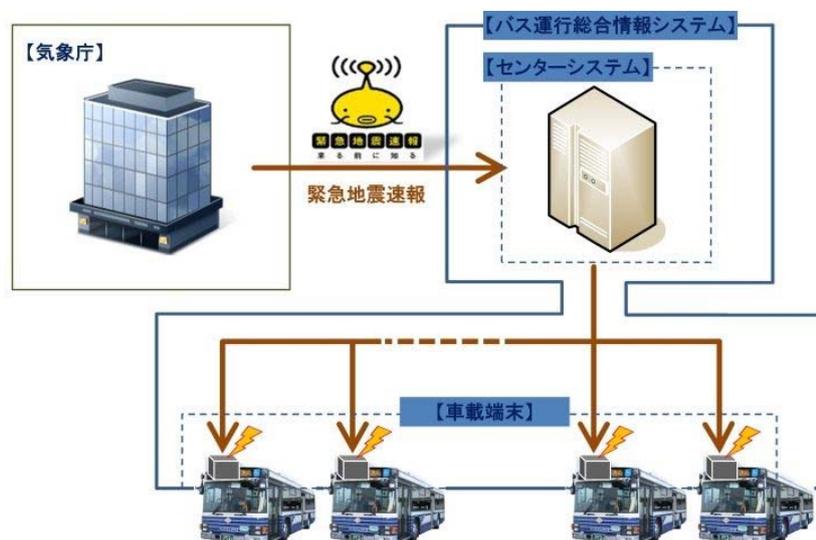
バス路線の分岐点など、運行上注意を要する場所をあらかじめ登録しておき、そこにバスが近づくと、進行方向や停留所の位置などを画像や音声で示して運転士を支援し、路線誤りなどの運行ミスを防止します。



4 市バス事業

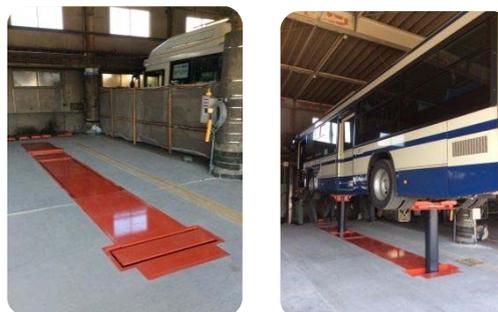
カ バス運行総合情報システム

バス車両の現在位置の把握やバス営業所とバス車両との通話等による連絡のほか、緊急地震速報を全車両に配信する機能などを備えており、災害時などにも安全な運行を確保するためのシステムです。



キ 車両整備用ツインリフトの更新

バス車両の整備作業を安全かつ効率的に行うため、営業所の車両整備用ツインリフトを順次更新しています。



ク 積雪時等の安全対策

積雪時や路面凍結時の安全を確保するため、平成28年度の冬までに、全車両(1012両)へスタッドレスタイヤまたはタイヤチェーンを導入しました。

また、雪道等での運転操作やタイヤチェーンの脱着手順等について、全運転士を対象に研修を行い、降雪時等の輸送の安全の確保に努めています。



4 市バス事業

4-3 自動車事故報告規則第2条に規定する事故の件数

平成28年度に発生した事故等のうち、国土交通省令(自動車事故報告規則)に基づき国へ届け出た件数は176件でした。

| 区 分                                      | 根拠規定 | 件 数  | 備 考   |
|--|------|------|-------|
| 死者又は重傷者を生じたもの                            | 第3号  | 4件   | 全て重傷者 |
| 操縦装置又は乗降扉の不適切な操作により、<br>旅客に傷害が生じたもの      | 第7号  | 43件  |       |
| 運転士の疾病により、事業用自動車の<br>運転を継続することができなくなったもの | 第9号  | 58件  |       |
| 車両装置の故障により<br>自動車が運行できなくなったもの            | 第11号 | 71件  |       |
| 合 計                                      |      | 176件 |       |

4-4 法令違反等及び運行ミスの防止

平成28年度は、全車両で運行支援システムを稼働し、運転士のヒューマンエラーへの機械的サポートを行うとともに、市バス運転士モニター調査による優良運転士の表彰や、運転士によるグループワークの実施等に取り組みました。

また、平成26年12月に策定した「市バスの新たな運行ミス等防止対策」の各施策を引き続き着実に実施し、法令をはじめとするルール・手順の厳守や意識改革の必要性について、繰り返し周知・指導を行うなど、局をあげて、法令違反等の撲滅と運行ミスの防止・削減に取り組みました。

今後とも、施策の見直しや改善、職場内のコミュニケーションの活性化などに継続的に取り組み、法令違反等の撲滅と運行ミスの更なる防止・削減を進めてまいります。

5 地下鉄事業

5-1 輸送の安全に関する目標

(1) 平成28年度の目標と実績

平成28年度に定めた輸送の安全に関する目標と実績は次のとおりです。

| 輸送の安全に関する目標                       |   |    |    |
|-----------------------------------|---|----|----|
| 当局の責任によって生じる運転事故・営業事故及び輸送障害をゼロにする |   |    |    |
| 区分                                | 実績  |    |    |
| 運転事故                              | 列車の扉を閉める際、乗車中のお客さまを扉に挟み、負傷させたもの<br>→ 全乗務員に対して、お客さまの乗車後は、ひと呼吸おいて余裕ある閉扉操作を行うよう、点呼時等に指導しました。   | 1件 | 2件 |
|                                   | 列車の扉を閉める際、手押し車を押しながら降車するお客さまが、ホーム柵に触れ転倒したことにより、負傷させたもの<br>→ 全乗務員に対して、安全確認を確実に行ってから閉扉操作するよう、点呼時等に指導しました。                               | 1件 |    |
| 営業事故                              | 車いすご利用のお客さまが乗車する際に、乗降用に設置したスロープが、降車してくるお客さまに接触し、負傷させたもの<br>→ 全駅務員に対して、車いすご利用のお客さまに対応する際は、周りのお客さまにも注意するよう、点呼時等に指導しました。                 | 1件 |    |
| 輸送障害                              | 駅の換気機械室内の空調機ファンベルトが外れて過熱したことにより発生した煙が、駅構内へ流入したことから、安全確認のために、遅延が生じたもの<br>→ ベルトの交換基準を見直し、計画的に交換を行うとともに、メカニズムを解明し、同種の事案の再発防止に努めることとしました。 | 1件 | 2件 |
|                                   | 電車用電力を停電させる非常発報装置が誤作動し、遅延が生じたもの<br>→ 当該装置を詳細に点検するとともに、関係する部品を交換しました。  | 1件 |    |
| 合計                                |   | 5件 |    |

|      |  |
|------|--|
| 運転事故 | 国土交通省令(鉄道事故等報告規則)に定める鉄道運転事故及び当局の高速電車事故報告手続規程に定める死傷事故 |
| 営業事故 | 駅業務に関係して発生した事故 など                                    |
| 輸送障害 | 鉄道運転事故以外で、列車に運休又は30分以上の遅延が生じた事態                      |

5 地下鉄事業

(2) 平成29年度の目標

平成29年度も、次の目標達成に向け、引き続き各種施策に取り組んでいきます。

|             |
|-------------|
| 輸送の安全に関する目標 |
|-------------|

|                                   |
|-----------------------------------|
| 当局の責任によって生じる運転事故・営業事故及び輸送障害をゼロにする |
|-----------------------------------|

5 地下鉄事業

5-2 安全性向上のための取組み

交通局では、輸送の安全性の向上を目指し、ルール・手順厳守のための取組みはもとより、研修や訓練による職員の能力向上、安全のための施設の整備などに積極的に取り組んでいます。

(1) ルール・手順厳守のために

毎日の業務で、出勤時・退勤時に点呼を行っています。その際、アルコール検知器による点検を行い、飲酒運転の根絶に取り組んでいます。

その他、役職者による現場巡視、列車への添乗などを通じ、基本動作の徹底を図っています。



出退勤点呼



アルコールチェック

(2) 教育・訓練

平成28年度の以下の取組みを踏まえ、平成29年度も教育・訓練に取り組んでいきます。

ア 研修

年間を通じ、助役、乗務員、駅務員、技術員等に対し、様々な研修を実施しています。講義だけでなく、実践的な研修等にも積極的に取り組んでいます。

研修の実績については、巻末の参考資料2をご覧ください。



高圧・特別高圧電気を取り扱う職員の実習

イ 訓練

① 水防訓練・防災訓練

梅雨や台風シーズンを前に水防訓練を実施しています(5～6月)。また、8～9月には「なごや市民総ぐるみ防災訓練」の一環として防災訓練を実施し、災害に備えています。



止水板立上げ訓練(水防訓練)



防潮扉閉鎖訓練(水防訓練)



乗客避難誘導訓練(防災訓練)

5 地下鉄事業

② 防犯訓練等

消防や市内の他鉄道事業者など関係機関との合同訓練や、地下鉄各駅に配備している「さすまた」を使用した防犯訓練等を実施しています。



関係機関との合同訓練

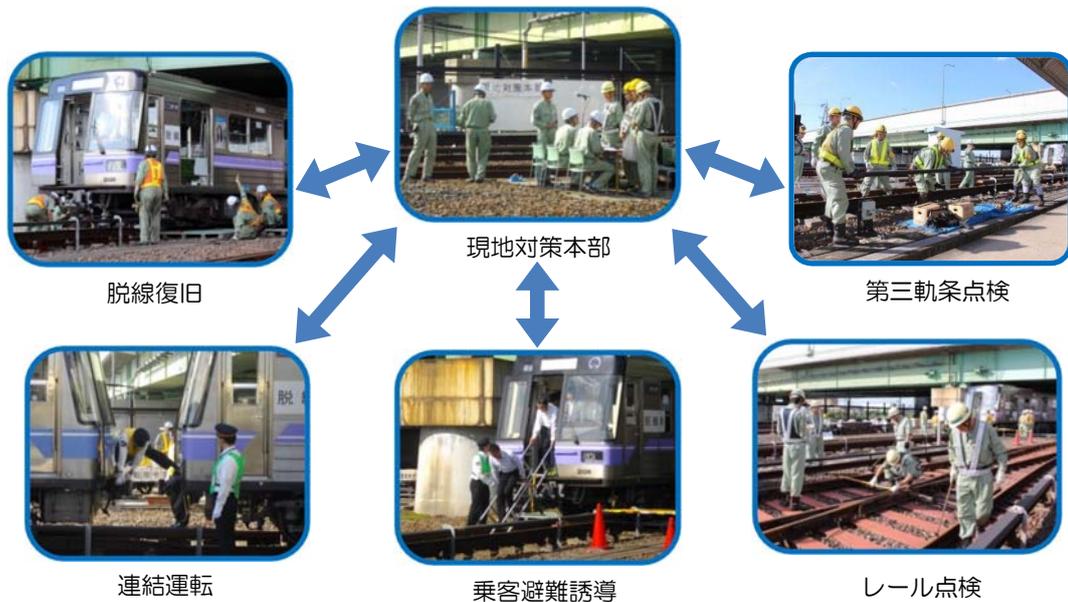


「さすまた」を使用した防犯訓練

③ 各部門が連携した訓練

年に1回、局内の各部門が連携した訓練を実施しています。

平成28年度には、「事故復旧総合訓練」として、震度7の地震により名港線名古屋港駅で列車が脱線したとの想定で、現地対策本部を設置し、お客さまの避難誘導、脱線した列車・損傷した軌道・電気設備・施設の点検・復旧、自力走行できない列車と救援車両との連結運転などの訓練を実施しました。



④ 体験型訓練

運輸業務に直接携わらない職員についても、駅でお客さまの転落など非常事態に遭遇した場合に的確な行動がとれるよう、地下鉄運転シミュレータを活用して、電車緊急停止装置を操作するなどの訓練を実施しています。



5 地下鉄事業

ウ 研修用教材の活用

研修所に体験型研修教材を設置し、事故及び災害時も助役、乗務員及び駅務員が冷静・的確に判断・行動し、安全を確保するための対応力向上に取り組んでいます。

① 地下鉄運転シミュレータ

コンピュータグラフィックス映像を活用し、通常の運転操作のほか非常時の対応等、実車での訓練が難しい現象を体験し、対応力の向上を図る教材です。



運転士と運転指令室の連携訓練



非常時の車掌訓練

② 連動装置訓練教材

鉄道模型車両、実物と同じ信号操作卓を使用し、地下鉄の信号の仕組み、信号装置の取扱い、信号装置故障時の運転取扱いなどについて習得する教材です。



③ 転てつ器教材

実物を用いて、転てつ器の構造、信号故障時などの非常時における手動扱い及び鎖錠扱いを習得する教材です。



④ 安全学習室（再掲）

過去の事故、災害、不祥事等について解説したパネルを掲示することで、一つひとつの事例から、定められているルール・手順の重要性を再認識し、高い安全意識・コンプライアンス意識を身につけるなど、様々な職員教育に活用しています。



5 地下鉄事業

(3) 安全のための設備

平成28年度は、安全対策に約101億円を投資しました。

ア 可動式ホーム柵

お客さまの線路への転落や列車との接触を防止するため、可動式ホーム柵の整備を進めています。

上飯田線、桜通線、東山線への設置は完了し、名城線・名港線については、平成32年度の設置に向け、車両改造等を進めています。



東山線の可動式ホーム柵

イ 新造車両

平成28年度に、鶴舞線において、新造車両2編成を購入しました。この車両は、一層の省エネルギーを実現しているほか、バリアフリー、火災対策、安全対策などに配慮しています。

平成29年度は2編成を更新する計画です。



N3000形

ウ 視覚障害者誘導用ブロック

視覚障害者がホーム縁端部から転落することを防ぐため、視覚障害者誘導用ブロックをホームに設置しています。

現在、ホームの内側と線路側を判別できる内方線の整備を順次進めています。平成28年度は鶴舞線赤池駅・名港線港区役所駅の2駅で整備し、平成29年度は名城・名港線2駅、鶴舞線2駅で整備する計画です。



内方線

エ ITVモニター

カーブ駅など見通しの悪い駅で、車掌がホーム監視を確実にできるよう設置しているITVモニターについて、新設・更新や設置位置の改善を進めています。

平成28年度は名城線2駅(ナゴヤドーム前矢田駅、東別院駅)で整備し、平成29年度は名城線・名港線4駅、鶴舞線2駅で整備する計画です。



ITVモニターの設置位置の改善

5 地下鉄事業

オ 機械式止水板

大雨時の地下鉄駅構内への浸水対策として、地下鉄駅出入口における既設の木製止水板について、立上げ作業の迅速化を図るため、機械式止水板への更新を順次進めています。

平成28年度は本陣駅をはじめ16駅33か所で更新し、平成29年度は5駅13か所で更新する計画です。



機械式止水板

カ 手すり付き非常脱出はしご

災害等により駅間で停止した列車からお客さまが安全・迅速に避難できるよう、東山線、名城線・名港線及び桜通線の車両に、手すり付き非常脱出はしごを設置しました。

平成29年度は鶴舞線及び上飯田線の車両に設置する計画です。



手すり付き非常脱出はしご

キ 電力管理システム

電力会社から供給を受けた電気を電車走行用の電気及び駅の照明などの電気へ変換して送電する地下鉄変電所の遠隔監視制御を行う電力管理システムを更新しました。



電力管理システム

ク 耐震対策

耐震対策として、地下鉄構造物の耐震補強工事を行っています。

平成28年度には本郷駅ほか6駅及び駅間3区間の工事に着手しました。

平成29年度は工事中の5駅及び2区間に加え、7駅及び8区間の工事を進める計画です。



構造物の耐震補強

5 地下鉄事業

5-3 鉄道事故等報告規則に規定する事故等の件数

平成28年度に発生した事故等のうち、国土交通省令(鉄道事故等報告規則)に基づき国へ届け出た件数は9件でした。

| 区 分    | 根拠規定   | 内 容  | 件 数 |
|--------|--------|--|-----|
| 鉄道運転事故 | 第3条第1項 | 軌道内又はトンネル内に侵入したお客さまが、列車に接触し、死亡したもの(鉄道人身障害事故) | 2件  |
| 輸送障害   | 第3条第3項 | 異物が戸袋に引き込まれ閉扉不能となり、運休が発生したもの                 | 1件  |
|        |        | 駅構内における発煙により遅延が生じたもの*                        | 1件  |
|        |        | 自殺目的で軌道内に侵入したお客さまが、列車に接触し、死亡又は負傷したもの         | 3件  |
|        |        | 非常発報障害により遅延が生じたもの*                           | 1件  |
| 合計     |        |  | 6件  |
| 電気事故   | 第3条第4項 | 電気設備点検中に感電し負傷したもの                            | 1件  |
| インシデント | 第4条    |  | 0件  |
| 合 計    |        |  | 9件  |

※概要を「5-1 (1) 平成28年度の目標と実績」の項(P16)で報告していますので、ご参照ください。

|        |  |
|--------|--|
| 鉄道運転事故 | 列車衝突事故、列車脱線事故、列車火災事故、鉄道物損事故、鉄道人身障害事故(自殺、列車に乗降する際のもの、非常制動によるもの等)を除外する |
| 輸送障害   | 鉄道運転事故以外で、列車に運休又は30分以上の遅延が生じた事態                                      |
| 電気事故   | 感電により人の死傷を生じた事故 など   |
| インシデント | 鉄道運転事故が発生するおそれがあると認められる事態  |

6 輸送の安全に関する内部監査

平成28年6月24日から8月1日まで、幹部職員、本庁関係各課及び一部の公所を対象として内部監査を実施しました。

指摘、改善事項と改善内容は次のとおりです。

【指摘事項】 なし

【改善事項】 11件



内部監査の様子

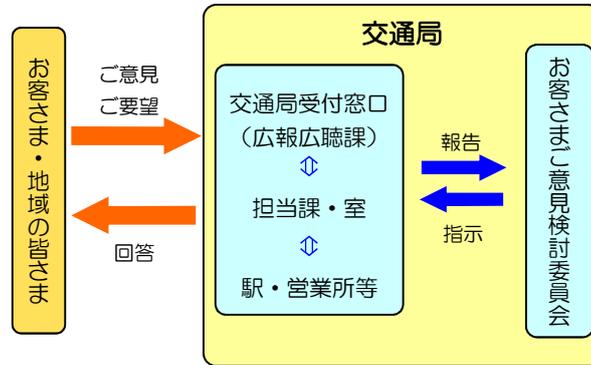
|                                | 改善事項  | 改善内容   |
|--------------------------------|---|--|
| 市バス事業                          | 輸送の安全に関する目標に対する月次の進捗状況等について、業務習得以外の方法による周知について検討すること。<br>また、ヒヤリ・ハット情報等の効果的な周知を実施すること。 | 点呼場横のホワイトボードに発生件数を表示し、職員がいつでも目標に対する進捗状況を認識できるようにした。<br>また、業務習得で職員から集めたヒヤリ・ハット情報を、運行系統ごとの路線図に表記して乗務員待機室に配置することとした。    |
| 地下鉄事業                          | 自動券売機つり銭誤装填の再発防止について、手順厳守のより一層の徹底を図るとともに、現場の意見を聞くなどし、確実に守ることができる手順へ改善すること。            | 今後、作業時における責任者の明確化を図った手順に改善する。  |
|                                | 栄駅での開門が遅れた事案は、外郭団体担当職員の開門忘れが原因ではあるが、発生後3日以内に駅務ヒューマンエラー速報などにより確実に注意喚起を行うこと。            | 駅務関係でヒューマンエラーに起因する事例については、発生後3日以内に「ヒューマン・エラー速報」を発行して周知する。  |
|                                | 駅務部門において過去の事象を振り返る取組みを行うこと。   | 過去の事象の洗い出し及び再発防止策の順守状況を確認する計画を立てていく。   |
|                                | 他課・公所から報告された施設に関するヒヤリ・ハット事例を活用し過去の事象の振り返りを行うなど、職場の目標に資する取組みを行うこと。                     | 技術部署との情報交換を行うとともに、課内においても意識の共有化を図っていく。   |
|                                | ハザードリストや掲出物において、効果的に伝えるための工夫をすること。  | 掲示物を内容別に色分けし、重要なものはサイズを大きくするなど、目に付きやすくわかりやすいよう整理した。<br>ハザードリストについて、重大事例の紹介に加え、図やグラフを用いた分析、注意するポイントを記載し、理解しやすいよう改善した。 |
|                                | 安全パトロールに係る記録を確実に残すこと。   | 年に3回実施している安全パトロールについての実施記録を確実に残すこととする。   |
|                                | 監督業務について、教育訓練を実施した結果報告書を作成すること。   | 夜間監督業務の教育訓練を実施した結果報告書を作成することとする。   |
|                                | 「事故」及び「故障」その他必要な項目についての区分が現状では違和感があるため、再考すること。  | 「事故」及び「故障」等について項目を再考・検討し見直しを行う。  |
| 輸送の安全に関する目標を設定する過程において改善をすること。 | 各区全体会議、主任会議、係長会議の順に議論した上で、設定する。   |  |
| 共通                             | 人財育成プログラムの実施状況の情報共有とさらなる改善を図ること   | 定期的に意見交換をする機会を新たに設け、関係職員による議論を通して人財育成プログラムにかかる情報共有やさらなる改善を図っていく。   |

7 お客さま・地域の皆さまとの連携

7-1 お客さまの声

お客さま・地域の皆さまからのご意見・ご要望等は、受付フォームをはじめ、電話、文書、面談等によりいただいております。できる限り速やかに対応するよう努めています。

さらに、交通局長をはじめ役職者で構成する「お客さまご意見検討委員会」を開催し、お客さまからいただいたご意見・ご要望を交通局の経営資源として事業運営に活用しています。



7-2 地域の皆さまとの連携

交通局では、地域の皆さまとの連携活動を重要な取組みと位置付け、次のような活動を進めています。

ア 市民参加型防災訓練

交通局研修所において、地域の皆さま35名にもご参加いただき、地下鉄における防災対策、職員の教育・訓練を広く知っていただくとともに、職員の防災対策能力を向上する訓練を実施しました。



イ こども110番の駅・営業所

地域ぐるみで子どもを犯罪被害から守るため、「こども110番の駅」・「こども110番の営業所」の取組みを実施しています。

地下鉄全駅の駅長室と、市バス全営業所にそれぞれステッカーを掲示し、助けを求めてきた子どもたちの保護や、110番通報を行うなど、子どもたちの安全確保に努めています。



ウ 出張トーク

出張トークは、市営交通事業についての理解を深めていただくため、交通局職員が地域団体（地域女性団体連絡協議会等）や施設見学者に対して開催する講座です。平成28年度は72回開催しました。

エ 市営交通懇談会

毎年市内全16区において、地域の代表の方々にご参加いただき、市営交通懇談会を開催しています。より利便性の高い、ご利用いただきやすい市バス・地下鉄とするため、皆さまからの声を広くお聴きしています。

7 お客さま・地域の皆さまとの連携

オ 市バス事故防止教室

市バスを安全に利用していただくため、各区社会福祉協議会主催の「高齢者はつらつ長寿推進事業(65歳以上対象)」に参加されている方を対象に、車内事故の実態や原因、気を付けていただくことなどを内容とした「事故防止教室」を平成25年度より開催しており、平成28年度には、市内全区において34回開催し、761名の方に参加していただきました。また、地域によっては、市バス営業所へお越しいただき、実車を用いての解説も行いました。

平成29年度も引き続き開催し、車内事故の防止に努めていきます。



7 お客さま・地域の皆さまとの連携

7-3 交通局からご利用の皆さまへのお願い

交通局ではお客さまに市バス・地下鉄を安全で安心、快適にご利用いただくために全力を尽くしてまいります。お客さまご自身のお怪我などを未然に防ぐため、次のことについてご協力をお願いします。

**車内事故防止のため吊革や握り棒をご利用ください**

走行中は、やむを得ず急停止することがありますので、吊革や握り棒などにつかまり、車内事故防止にご協力ください。

**降車の際は扉が開いてから席をお立ち願います**

バスが動いているうちは危険ですので、席を移動したりお立ちにならないようお願いします。また、お降りの際は、扉が開いてから席をお立ちくださるようお願いいたします。

**駆け込み乗車は大変危険です**

扉に挟まれるなど思わぬケガのもとになります。  
発車予告ホンが鳴りましたら、次の電車をお待ちいただくようお願いいたします。



**エスカレーターは立ち止まってご利用ください**

エスカレーターを歩いたり走ったりすると、他のお客さまとの接触や転倒、振動・衝撃による急停止などの原因となり、大変危険です。  
黄色い枠線内に立ち、手すりにつかまり2列にならんで前のお客さまとの間隔を空けてご利用ください。



**いざという時のために**

交通局では、地下鉄の災害発生時における予備知識を深め、非常事態にどう行動し、どこへ逃げるか等、避難の仕方をあらかじめイメージしていただき、お客さまの安全をより確実なものとするため、「地下鉄安全ガイドブック」を作製しました。

駅長室等で無料で配布していますので、いざという時のためにぜひ、ご覧ください。



**車いす・ベビーカーのご利用にあたって**

バス車内では安全のため車いす・ベビーカーを固定させていただきますので、ご理解くださいますようお願いいたします。

また、大変危険ですので、車いす・ベビーカーでのエスカレーターのご利用はご遠慮ください。



**乗車マナーをお守りください**

全てのお客さまに快適にご利用いただくため、市バス・地下鉄車内での携帯電話での通話や、飲食などはご遠慮ください。  
また、優先席付近では混雑時は携帯電話の電源をお切りください。

# 参 考 资 料

## 平成28年度 安全重点施策及び計画（市バス事業）

### 1 安全最優先意識の徹底及び関係法令・規則等の遵守

- ① 法令違反を防止するため、運転士等の法令、規則等の遵守について徹底するとともに、遵守状況を確認し、指導する。
- ② 三事故及び定置物への事故を削減するため、基本動作・手順の実施状況を確認し、指導する。
- ③ ヒューマンエラーによる路上故障を防止するため、各職場で目標を定め、マニュアルに従って確実に定期点検、修理等の整備を実施する。
- ④ 運転士の確認不足・不注意による運行ミスを防止するため、対策を実施するとともに運転士の業務状況を点検・確認する。
- ⑤ 車内事故を防止するため、お客さまに対して車内事故防止に関する啓発を行う。

### 2 安全対策設備等の積極的かつ効率的な整備

- ① 車両故障件数を削減するため、予防整備を進める。
- ② 安全運行を確保するため、バス車両に安全対策機器を装備する。
- ③ 整備体制を充実させるため、計画的な設備更新を行う。
- ④ 積雪時の安全を確保するため、スタッドレスタイヤまたは、タイヤチェーンの防滑装備を全車両に整備する。

### 3 安全に関する取組みの継続的改善

- ① 法令・規則・ルール等の遵守状況及び過去のトラブル等の再発防止策の実施状況を確認することを重点とした内部監査を実施する。
- ② 職員の安全意識を継続的に把握するための調査を実施する。
- ③ 営業所の業務の実施状況を定期的に確認するため、内部点検を実施する。

### 4 安全に関する情報の的確・迅速な伝達及び共有

- ① 安全に関する取組みや情報を幅広く共有するため、各種会議の計画的な開催、情報媒体を活用した情報提供を行う。
- ② 事故、故障を未然に防止するため、ヒヤリ・ハット情報等の安全に関する情報の一層の収集と分類・分析を進めるとともに、その活用を図る。
- ③ 各職場での安全確保の取組み状況や課題を把握するため、幹部職員等による現場巡視、意見交換等を計画的に実施する。

## 5 安全に関する効果的な教育・訓練の実施

- ① 安全確保に必要な知識・技能を向上するため、研修を計画的に実施する。
- ② 事故の再発を防止するため、運転士に対する個別指導等を実施する。
- ③ 緊急時の本庁・現場双方の的確な対応能力を向上するため、南海トラフ巨大地震、都市型ゲリラ豪雨、バスジャック等を想定した非常時訓練を計画的に実施する。
- ④ 運転士に対し運転者適性診断、カウンセリングを計画的に実施する。また、60歳以上の運転士に対しては適齢診断を計画的に実施する。
- ⑤ 積雪時の安全を確保するため、運転操作等の教育を計画的に実施する。
- ⑥ 職員の安全意識、技術改善意識及びモチベーションを向上するため、各種コンクール等を実施する。

## 平成28年度 安全重点施策及び計画（地下鉄事業）

### 1 安全最優先意識の徹底及び関係法令・規則等の遵守

- ① ヒューマンエラーに起因する事故を未然に防止するため、基本動作、手順、マニュアル等の遵守状況を確認する。
- ② 事故・トラブルの再発を防止するため、過去の事象を振り返るとともに、再発防止策の遵守状況を確認する。
- ③ 駆け込み乗車禁止、エスカレーターの安全利用、軌道内転落事故防止等をお客さまへ積極的に働きかける。
- ④ 各所属、「過走ゼロ150日」を達成するため、添乗、注意喚起を実施する。

### 2 安全対策設備等の積極的かつ効率的な整備

- ① 軌道内転落事故、扉挟撃等地下鉄駅ホームにおける事故を防止するため、設備対策を進める。
- ② 故障件数を削減するため、施設、車両、電気設備の計画的な設備更新を行う。
- ③ 災害対策として、施設の計画的な改修を行う。

### 3 安全に関する取組みの継続的改善

- ① 法令・規則・ルール等の遵守状況及び過去のトラブル等の再発防止策の実施状況を確認することを重点とした内部監査を実施する。
- ② 職員の安全意識を継続的に把握するための調査を実施する。

### 4 安全に関する情報の的確・迅速な伝達及び共有

- ① 安全に関する取組みや情報を幅広く共有するため、各種会議の計画的な開催、情報媒体を活用した情報提供を行う。
- ② 事故、故障を未然に防止するため、ヒヤリ・ハット情報等の安全に関する情報の一層の収集と分類・分析を進めるとともに、その活用を図る。
- ③ 各職場での安全確保の取組み状況や課題を把握するため、幹部職員等による現場巡視、意見交換等を計画的に実施する。

### 5 安全に関する効果的な教育・訓練の実施

- ① 安全確保に必要な知識・技能を向上するため、研修を計画的に実施する。
- ② 緊急時の本庁・現場双方の的確な対応能力を向上するため、南海トラフ巨大地震、都市型ゲリラ豪雨、テロ等を想定した非常時訓練を計画的に実施する。
- ③ 教育訓練実施要項に基づき、講習、訓練、技能試験等を計画的に実施する。
- ④ 職員の知識・技能・モチベーションを向上するための取組みを実施する。

## 平成29年度 安全重点施策（市バス事業）

## 1 安全最優先の意識を徹底し、法令・規則等を守ります

- ◎ 信号無視の撲滅
- ◎ 三事故及び車内事故の防止（基本動作・手順の徹底）
- ◎ 安全作業の徹底

## 2 安全輸送に必要な設備等の整備を進めます

- ◎ 運行支援システムの改良
- ◎ 安全確認放送装置の導入拡大
- ◎ 市バス車両へのLEDヘッドランプ導入拡大
- ◎ 予防整備の推進
- ◎ 運行管理等の情報処理の迅速化・効率化の検討

## 3 取組み状況を点検し、改善策を考え実行します

- ◎ 内部監査の実施
- ◎ 運行支援システムの効果検証
- ◎ 営業所ごとの取組みの分析及び優れた取組みの横展開

## 4 円滑な情報共有を進め、風通しの良い職場風土を作ります

- ◎ 局長等と職員との意見交換会の実施
- ◎ ヒヤリ・ハット対策費の活用促進
- ◎ グループワークの内容の向上
- ◎ 運転と整備のコミュニケーションの円滑化

## 5 安全意識を高め、安全に関する知識・技能を向上させるための教育・訓練等を進めます

- ◎ 若年嘱託運転士の指導・教育の充実
- ◎ 新たな研修の導入
- ◎ 現場におけるOJTの充実
- ◎ 新たなデジタル機器の活用

## 平成29年度 安全重点施策（地下鉄事業）

### 1 安全最優先の意識を徹底し、法令・規則等を守ります

- 過去の事象を踏まえ基本動作、手順、マニュアル等の遵守状況を確認します。
  - ◎ 運転事故、営業事故の削減
  - ◎ 過去の事故・トラブル事象の振り返り（2回/年）
  - ◎ 年末年始安全総点検期間等における、工事請負業者に対する安全指導状況、保守作業等での手順・マニュアル等遵守状況の点検

### 2 安全輸送に必要な設備等の整備を進めます

- ① 軌道内転落事故を防止するため、設備対策を進めます。
  - ◎ 名城・名港線可動式ホーム柵の整備
  - ◎ 名城・名港線可動式ホーム柵の整備に向けた車両改造
  - ◎ 名城・名港線ATO/DCU地上装置製造設置工事
  - ◎ ホーム縁端部警告ブロック内方線整備（4駅）
- ② 施設、車両、電気設備の計画的な改修を行います。
  - ◎ 地下鉄構造物の耐震補強
  - ◎ 天井落下防止対策
  - ◎ 止水板の整備
  - ◎ 車両の電気機器更新
  - ◎ 変電設備の更新

### 3 取組み状況を点検し、改善策を考え実行します

- 法令・規則・ルール等の遵守状況及び過去のトラブル等の再発防止策の実施状況の確認を重点とした内部監査を実施します。
  - ◎ 内部監査の実施

### 4 円滑な情報共有を進め、風通しの良い職場風土を作ります

- ① 風通しの良い職場風土作りを進めます。
  - ◎ 局長等と職員との意見交換会の実施
- ② ヒヤリ・ハット情報の一層の収集・分類・活用を進めます。
  - ◎ ヒヤリ・ハット情報の収集・分類・活用促進
  - ◎ ヒヤリ・ハット対策費の活用促進

## 5 安全意識を高め、安全に関する知識・技能を向上させるための教育・訓練等を進めます

○ 安全確保に必要な知識・技能を向上するため、教育・訓練等を計画的に実施します。

◎ グループワークの実施

◎ 過去の事故・トラブル事象の振り返り（2回/年）（再掲）

## 平成28年度 研修実績

## 〔両事業共通〕

|     | 名称                         | 対象者                       | 内容                               | 実績   |
|-----|----------------------------|---------------------------|----------------------------------|------|
| 職制等 | 運輸安全マネジメント<br>管理者研修（安全講演会） | 交通局長以下管理職員                | 安全意識の向上と管理職員としての<br>役割の理解促進      | 95名  |
|     | 事故、ヒヤリ・ハット情報等<br>分析実技研修    | 係長級職員及び係員                 | ヒヤリ・ハット情報等の分析<br>及び活動の推進         | 61名  |
|     | コンプライアンス研修                 | 部長級・課長級職員                 | コンプライアンス意識向上と<br>管理職員としての役割の理解促進 | 71名  |
|     | コンプライアンス講演会                | 係長級職員                     | 職場のパワーハラスメント<br>についての理解促進        | 165名 |
|     | 内部監査員養成研修                  | 内部監査員養成対象者<br>（課長級・係長級職員） | 内部監査の理解促進<br>及び監査技術・手法の習得        | 10名  |
|     | 内部監査員スキルアップ研修              | 内部監査員指名者<br>（課長級・係長級職員）   | 実践的な演習を通じた<br>内部監査技術・手法の習得       | 23名  |
| 助役等 | 安全監理に関する<br>コミュニケーション研修    | 主任・助役級の職員                 | 安全意識の向上のために必要な<br>コミュニケーション手法の習得 | 63名  |

## 〔市バス事業〕

|     | 名称             | 対象者                   | 内容   | 実績  |
|-----|----------------|-----------------------|--|-----|
| 職制  | 事故防止指導者研修      | 平成28年度新任職制            | バスの構造上の特性や事故防止に<br>関する効果的な指導方法の習得                          | 5名  |
|     | 管理者研修（安全運転講習会） | 係長級職員                 | 外部講師による、<br>安全に関する指導者の資質向上                                 | 4回  |
| 助役  | 助役養成研修         | 助役選考試験合格者             | 助役として必要な知識及び<br>技能の習得                                      | 3名  |
|     | 助役2年目研修        | 助役2年目                 | 非常時における対応と<br>情報連絡体制の確認                                    | 3名  |
|     | ダイヤ実務専門研修      | 助役                    | 職務上必要な<br>ダイヤ作成実務能力の向上                                     | 7名  |
| 運転士 | 若年嘱託バス運転士養成研修  | 新規採用者                 | バス運転士として必要な知識<br>及び技能の習得                                   | 21名 |
|     | バス運転士2年目研修     | 運転士2年目                | デジタル機器で記録したデータを基に<br>安全な運行に必要な技能・知識を再確認<br>及び指導員によるカウンセリング | 15名 |
|     | フォローアップ研修      | 若年嘱託職員から<br>一般職員への採用者 | 交通局職員として必要な心構え・<br>基礎知識の再確認                                | 17名 |

## 〔市バス事業〕

|             | 名称               | 対象者                             | 内容  | 実績  |
|-------------|------------------|---------------------------------|---|-----|
| 運転士         | 安全運転研修           | 若年嘱託職員から<br>一般職員となった運転士         | 外部教育機関の研修コースでの<br>運転体験を通じた<br>安全意識・運転技能の向上          | 36名 |
|             | 運転実技一日体験研修       | 運転士7年目                          | 外部の専門研修施設での<br>個別指導による運転技能の習得                       | 66名 |
|             | バス運転士8年目研修       | 運転士8年目                          | デジタル機器で記録したデータを基に<br>安全な運行に必要な技能・知識を再確認             | 62名 |
|             | 指導運転士研修          | 指導運転士に<br>任命される運転士              | 指導運転士として必要な<br>知識及び技能の習得                            | 19名 |
|             | 業務習得（職場内研修）      | 乗務員                             | 事事故事例等を取り入れた<br>事故防止対策の研修                           | 月1回 |
| 技術職員        | 新規採用者研修（技術）      | 新規採用者                           | 交通局職員として必要な心構え・<br>基礎知識・技能の習得                       | 3名  |
|             | 2年目研修（技術）        | 採用2年目                           | 交通局職員として必要な心構え・基礎<br>知識の再確認と業務改善手法の習得               | 2名  |
|             | フォローアップ研修（技術）    | 若年嘱託職員から<br>一般職員への採用者           | 交通局職員として必要な心構え・基礎<br>知識の再確認と業務改善手法の習得               | 1名  |
|             | 指導職研修（技術）        | 指導職に<br>任命された技術職員               | 仕事の教え方、リーダーシップの<br>発揮方法、業務改善方法、<br>交通局職員として必要な知識の習得 | 2名  |
|             | 助役相当職研修（技術）      | 助役相当職に<br>任命された技術職員             | 仕事の教え方、リーダーシップの<br>発揮方法、業務改善方法、<br>交通局職員として必要な知識の習得 | 1名  |
|             | 自動車車両技術専門研修      | 自動車車両関係<br>技術職員                 | バス車両に関する専門技術の習得                                     | 22名 |
|             | KYT研修            | 自動車部門の技術職員                      | 危険予知活動の趣旨・必要性の理解と<br>事故・公務災害の未然防止手法の習得              | 5名  |
| 低圧電気取扱者特別教育 | 低圧電気を<br>取扱う技術職員 | 低圧電気の基礎知識・危険性の理解と<br>安全な取扱方法の習得 | 6名  |     |

## 〔地下鉄事業〕

|      | 名称            | 対象者                    | 内容  | 実績   |
|------|---------------|------------------------|---|------|
| 助役等  | 2年目研修         | 助役・運転士・車掌・<br>駅務員各職2年目 | 業務知識の再確認と運転シミュレータ<br>を使用した非常時対応訓練                   | 64名  |
| 助役   | 助役養成研修        | 助役選考試験合格者              | 助役として必要な知識及び技能の習得                                   | 18名  |
|      | キャリアアップ研修     | 助役5年目                  | 運転事故防止教育、異常時訓練など、<br>中堅監督者として必要な<br>知識及び技能の習得       | 21名  |
| 乗務員  | 電車車掌養成研修      | 車掌選考試験合格者              | 車掌として必要な<br>知識及び技能の習得                               | 8名   |
|      | 電車運転士養成研修     | 運転業務選考試験合格者            | 運転士として必要な<br>知識及び技能の習得                              | 30名  |
|      | スキルアップ研修      | 電車運転士5年目               | ヒューマンエラーの防止、<br>異常時の取扱い等の習得                         | 38名  |
|      | ミドル研修         | 電車運転士10年目              | ヒューマンエラーの防止、<br>異常時の取扱い等の習得                         | 23名  |
|      | 指導操縦者研修       | 指導操縦者に<br>任命された運転士     | 指導操縦者として必要な<br>知識及び技能の習得                            | 33名  |
|      | 指導運転士研修       | 指導運転士に<br>任命された運転士     | 指導運転士として必要な<br>知識及び技能の習得                            | 1名   |
| 駅務員  | フォローアップ研修     | 若年嘱託職員から<br>一般職員への採用者  | 交通局職員として必要な<br>心構え・基礎知識の再確認                         | 41名  |
| 技術職員 | 新規採用者研修（技術）   | 新規採用者                  | 交通局職員として必要な<br>心構え・基礎知識・技能の習得                       | 17名  |
|      | 2年目研修（技術）     | 採用2年目                  | 交通局職員として必要な心構え・基礎<br>知識の再確認と業務改善手法の習得               | 7名   |
|      | フォローアップ研修（技術） | 若年嘱託職員から<br>一般職員への採用者  | 交通局職員として必要な心構え・基礎<br>知識の再確認と業務改善手法の習得               | 7名   |
|      | ミドル研修（技術）     | 採用15年目                 | 熟練職員として期待される役割の<br>再認識、業務改善手法の習得                    | 10名  |
|      | 指導職研修（技術）     | 指導職に<br>任命された技術職員      | 仕事の教え方、リーダーシップの発揮<br>方法、業務改善方法、交通局職員と<br>して必要な知識の習得 | 7名   |
|      | 助役相当職研修（技術）   | 助役相当職に<br>任命された技術職員    | 仕事の教え方、リーダーシップの発揮<br>方法、業務改善方法、交通局職員と<br>して必要な知識の習得 | 6名   |
|      | 工務技術専門研修      | 軌道関係技術職員               | 軌道・鉄道構造物に関する技術<br>及び安全に対する知識の習得                     | 52名  |
|      | 営繕技術専門研修      | 建築・設備関係技術職員            | 設備機器の工事及び維持管理に<br>必要な知識の習得                          | 108名 |

## 〔地下鉄事業〕

|      | 名称                | 対象者              | 内容  | 実績   |
|------|-------------------|------------------|---|------|
| 技術職員 | 電車車両技術専門研修        | 電車車両関係技術職員       | 電車車両に関する基本的な知識・原理及び機能の再確認、関連法規、施設等に関する知識の習得 | 102名 |
|      | 電気技術専門研修          | 電気関係技術職員         | 電気設備の工事及び維持管理に必要な知識の習得                      | 37名  |
|      | 工事技術専門研修          | 工事監督業務に携わる技術職員   | 工事監督業務に必要な基礎知識の習得                           | 14名  |
|      | 認定鉄道事業者制度に関する業務研修 | 地下鉄部門の技術職員       | 制度の理解、設計実務、竣工確認について必要な知識・技能の習得及び維持向上        | 165名 |
|      | KYT研修             | 地下鉄部門の技術職員       | 危険予知活動の趣旨・必要性の理解と事故や公務災害の未然防止を図る手法の習得       | 18名  |
|      | 低圧電気取扱者特別教育       | 低圧電気を扱う技術職員      | 低圧電気の基礎知識、危険性、安全な取扱方法等の学科及び実技による習得          | 18名  |
|      | 高圧・特別高圧電気取扱者特別教育  | 高圧・特別高圧電気を扱う技術職員 | 高圧・特別高圧電気の基礎知識、危険性、安全な取扱方法等の学科及び実技による習得     | 24名  |



安全報告書についてご意見をお寄せください。

TEL : (052) 972-3948 | FAX : (052) 972-3847

(安全監理部 安全監理課 安全対策推進係)

編集発行 名古屋市交通局 安全監理部 安全監理課